

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五十五号）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十三第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法を含む。第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様式第十七号の五において同じ。）」とする。</p>	<p>附則</p> <p>第四条 平成二十八年三月三十一日までに終了する事業年度における第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十三第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法を含む。第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様式第十七号の五において同じ。）」とする。</p>